

9 他の事業又は事務の関与制限（国公法第 104 条）

職員が報酬を得て、営利企業の役員等以外の兼業を行う場合には、内閣総理大臣及び所轄庁の長の許可を要する。

内容

- ◆ 国公法第104条は、国公法第103条が制限する営利企業の役員兼業や自営兼業以外の、あらゆる有報酬兼業を制限しており、これを行う場合は、本条に基づく許可が必要です。
- ◆ 勤務時間外の兼業であっても、報酬を得て行う場合には、許可を受けなければなりません。
- ◆ 職務専念義務、職務の公正な執行及び公務の信用の確保の観点から、支障がないと認められる場合に限り、許可を受けることができます。

◆ 第104条の兼業に該当する基準

以下の要件のいずれも満たす場合には、許可が必要です。

- ① 労働の対価としての「報酬を得る」こと
- ② 「定期的又は継続的に従事する」こと

◆ 第104条の兼業に該当する場合の許可基準

以下のいずれかに該当する場合には、許可できません。

- ① 兼業のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。
- ② 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。
- ③ 兼業しようとする職員が在職する国の機関と兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき。
- ④ 兼業する事業の経営上の責任者となるとき。
- ⑤ 兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

【事例 18】

任命権者の許可を得ることなく、勤務時間外に、飲食店でアルバイトを行い、報酬を得ていた

→ 減給処分

【照会例 12】

Q. 「報酬」には、謝礼や実費弁償として受け取る金品も該当しますか。

A. 第 104 条の「報酬」は、「労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われる金銭その他の有価物」を指しますので、労務等の対価の意味合いを持たない謝礼や実費弁償は該当しません。

【照会例 13】

Q. 単発的に講演を依頼され講演料を得た場合や、研究成果等を雑誌等に単発的に発表し報酬を得た場合などは、第 104 条の兼業に該当しますか。

A. 第 104 条における「事業に従事し、若しくは事務を行う」場合とは、「国家公務員としての職務以外の事業又は事務に、継続的又は定期的に従事する場合」を言いますので、上記のような単発的に従事する場合は、第 104 条の兼業に該当しません。

なお、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程との関係では、当該依頼元が利害関係者であるときには、あらかじめ倫理監督官の承認が必要です。また、本省課長補佐級以上の職員については、講演料や原稿料等の報酬が 5,000 円を超える場合、原則として贈与等報告書を提出する必要があります。

【参考】 職務以外の事業等は無報酬又は単発で従事する場合は、第104条の許可の対象とはなりません。その内容や態様において第99条（信用失墜行為の禁止）や第101条（職務に専念する義務）に抵触するものには、当然、従事できません。

<兼業などに関する内閣人事局からの案内は、P.25 の QR コード・URL から参照できます>

